

日野市議会会議録

平成 7 年 第 1 回臨時会

第 1 号

1 月 13 日 開会

1 月 13 日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 81-7354



1891555

平成 7 年 第 1 回 臨時 会 日 程

1 月 1 3 日 (金曜日) 会議録署名議員の指定、会期の決定、議案上程
審査報告

平成 7 年
第 1 回臨時会 日野市議会会議録目次

○1月13日 金曜日（第1日）

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開 会		5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
（議案上程）		
議 案 第 1 号	日野市環境基本条例について	5
（議案審査報告）		
議 案 第 1 号	日野市環境基本条例について	30
閉 会		30

1 月 13 日 金曜日 (第 1 日)

平成 7 年
第 1 回臨時会 日野市議会会議録 (第 1 号)

1 月 13 日 金曜日 (第 1 日)

出席議員 (30 名)

1 番	江口和雄君	2 番	佐藤洋二君
3 番	菅原直志君	4 番	渡邊馨鴻君
5 番	吉富正敏君	6 番	小島久君
7 番	小川友一君	8 番	森田美津雄君
9 番	佐瀬昭二郎君	10 番	中谷好幸君
11 番	沢田研二君	12 番	田原茂君
13 番	宮沢清子君	14 番	執印真智子君
15 番	土方尚功君	16 番	天野輝男君
17 番	奥住日出男君	18 番	橋本文子君
19 番	板垣正男君	20 番	鈴木美奈子君
21 番	内田勲君	22 番	馬場繁夫君
23 番	夏井明男君	24 番	黒川重憲君
25 番	福島盛之助君	26 番	旗野行雄君
27 番	小山良悟君	28 番	一ノ瀬隆君
29 番	竹ノ上武俊君	30 番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	桧山茂君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成7年1月13日(金)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(議案上程)

日程第3 議案第1号 日野市環境基本条例について

(議案審査報告)

日程第4 議案第1号 日野市環境基本条例について

本日の会議に付した事件
日程第 1 から第 4 まで

午前11時7分 開会

○議長（福島盛之助君） これより平成7年第1回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

9番 佐 瀬 昭二郎 君

10番 中 谷 好 幸 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成7年度第1回臨時会に先立ち、会期及び議事日程につきましては、1月10日と本日の両日にわたり開かれました。

議会運営委員会の決定について御報告いたします。まず、会期でございますが、会期は、本日、1月13日、1日限りであります。議事日程につきましては、お手元に配付しております資料のとおりです。

以上、報告をいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

これより議案第1号、日野市環境基本条例の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日は、臨時会をお願いいたします。御苦労さまでございます。

議案第1号、日野市環境基本条例について提案理由を申し上げます。

平成6年12月27日、代表者・久須美則子さんほか5名から、地方自治法第74条第1

項の規定に基づき、日野市環境基本条例制定について請求が提出されました。よって、同条第3項の規定により、意見を付して提案するものであります。

要件につきまして、担当助役より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 担当助役から要件説明を求めます。坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） それでは議案第1号、日野市環境基本条例に対する意見について申し述べさせていただきたいと思います。

日野市環境基本条例案に対する意見。

近年、環境保全の問題について国際的に関心が集まっています。その具体的な動きとして、1992年地球サミットで地球規模の環境問題に取り組むべき国別行動計画を決議しました。これを受けて、一昨年11月に環境基本法、昨年7月に東京都環境基本条例が制定されました。このような動きに合わせて全国のいくつかの自治体でも、環境基本条例や環境基本計画を制定するなど、環境の保全に向けて取り組む姿勢が表れてきています。1980年代に入って、環境問題は、地球温暖化や酸性雨など、地球規模のものとなっています。したがって、市としても、身近な環境保全に対する取組を通して、地球環境の保全に貢献していかなければならないことは、十分認識しているところであります。

このような状況のなか、日野市環境基本条例の制定を求める直接請求の運動で、1万5千余の有効署名が集まったことは、多くの市民がこの問題に対して大きな関心をもたれていることの表れであり、重く受け止めるとともに推進役となられた各位には敬意を表するところであります。

さて、請求に係る日野市環境基本条例案（以下「条例案」という。）を見ますと、市の段階で取り組んでいくには困難なものが散見されます。まず、環境影響評価は、既に東京都が環境影響評価条例を定め、特定事業で一定の規模以上のものを対象に規定しております。対象規模を下げて実施する場合、別途環境影響評価条例の制定が必要だけでなく、新たに審査・運用のための行政組織を作らなければならないなど、大きい財政負担の増加となります。

更に、誘導的措置の中では、経済的負担を課する措置を講ずるとしてしています。これは今までにない概念であり、国や都も、他の制度や法律との整合性、経済的な影響や効果などの調査・研究をこれからするとしています。このような状況の中で、市が単独でこれを実施することは時期尚早といえます。

この条例案にはこのほかにも実施が極めて困難、あるいはその効果に疑問のある規定、既に実施しているものなどが含まれていることから、本条例案の制定については、なお法その他との調整を要するとの見解をもつものであります。

なるべくはやく、この条例案の基本理念や趣旨を尊重し、本市の自然環境、地勢、人口、更には、緑と清流のふるさとを創るために取り組んできた先駆的な施策の発展を目指し、ふさわしい環境基本条例案を策定し、議会に提案したいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　今、市長から、明快な見解が示されたというふうに受けとめました。この中でも触れられておりますが、今回、1万5,000名を超える署名が集まったことの意義は極めて大きいというふうに思っております。これは、環境問題に対しての日野市民の意識の高さを示したものであるというふうに思います。しかし、同時に、署名には参加しなかった残りの有権者11万人の人も、変わらない関心を持っているというふうにも理解をしているところでございます。加えまして、未成年である青少年、あるいは未来からの使者と言われる子供たちも、この環境問題には、少なからずの関心を持っているのではないかというふうにも思っております。これらのことを考えますと、私も、今回この問題に取り組み、中心的な役割を果たされたおのおの皆さんに対しては、大きな敬意を表するところでございます。

しかし、それだけに、若干残念に思いますのは、余りにもこの案が、規制事項、あるいは制約事項の多い条例案である。そのことが恐らく、行政サイドとしても、相当の慎重審議、また検討された結果での決断だと思いますが、本条例案の制定にはなお調整を要するという見解になったのではないかと思います。

今回の結論、分析は、私なりの受けとめですが、最近のもろもろの検討課題の対策に比べて、本当に職員の参画のもと、関係部課長の知恵を十分出し合った上で練り上げられた、また、行政としての責任を持ち、そして自覚した結論づけがされたのではないかなというふうにも受けとめるところでございます。

ただし、内容の説明が今、市長サイドからあったわけですが、示された意見書そのままの提示でございました。これを見て理解もできるわけですが、本来であれば、これだけ重要な課題ですから、もう少し、行間ににじむテーマ、内容、裏に潜むものを含めた若干のコメントがあってしかるべきではなかったのかなと。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これだけをただ棒読みして、以上です、説明です、見解ですと

いうのは、ちょっといかなものかなと、強く感じたところでございます。

どこかの市長が、行政は最大のサービス産業である、ということも言われておりますが、議会に対する説明というのは、これは即ち市民への説明であるというやっぱり受けとめが必要ではないかなと。これは今回の問題に限ったことではないんですが、これまでも、重要な問題に対しては、もっとそれなりの説明が必要ではないかということを再三申し上げているつもりでございますが、今回もそれがございませんでした。そういった意味では、サービス不十分、極めて不親切だということをまず申し上げておきたいと思います。むしろこの環境基本条例も必要なんですが、全体的なことから言えば、行政サービス条例のようなものが先に必要ではないかなと、そのような感じも受ける次第でございます。

そこで、何点か意見に対してお伺いをしたいわけですが、まず、市の段階で取り組んでいくには困難なものが散見される、ということで、一つには、環境影響評価の問題がございます。これは既に東京都が昭和55年から条例を制定しているわけでございます。そして、この条例の内容として、特定事業で一定の規模以上のものを対象とするというのが東京都の条例なわけですが、これを今回の条例では、対象規模を下げて実施をするということでございます。その関係から、これを運用していくためには、別途条例制定が必要であるとか、あるいは新たな審査・運用のための行政組織をつくる必要があるとか、あるいは大きな財政負担を伴うと、こんなようなことが見解として出されております。まさにそうだろうというふうに思います。

そこで、2点ほどお伺いをしたいわけですが、どの程度の組織が必要というふうに考えておられるのか。また、どの程度の財産負担を要するというふうに思っておられるのか、このあたりについて、もし検討段階である程度の試算がされておりましたら、お聞かせいただきたい。

それからもう1点は、現状の都条例、環境影響評価条例ですけれども、これで具体的に支障があったのかどうか。これまでの行政運営の中で。もう既にこの条例は15年前から制定されてきているわけですが、これが何らかの支障があったのかどうか、そのあたりについてもお伺いをしたいと思います。

それから、さらにということで、誘導的措置の問題が取り上げられております。今回の条例案では、経済的負担を課する措置を講ずるとしている、こういったことから、今までにない概念であるというとらえ方をしております。これは、今までにない概念というのは、世の中どんどん変わっていくわけですから、むしろ今までの概念をどんどん

変えて、新しい発想で、その時代に合う方向でという意味合いからすると、新しい概念そのものについては問題ない。むしろ内容の方を重視すべきではないかなというふうに思います。で、国や都がこれから調査・研究をすると、こういうふうなことが述べられております。その調査・研究をするというのは、ほかの制度や法律との整合性の問題、それから経済的な影響や効果の問題、こういったことを調査・研究する必要があると、こういうことだというふうに思います。それで、この法律との整合性であるとか、影響、効果、これを国なり都なりがこれからということですから、難しいかもしれませんが、市として、今の段階で何か具体的に考えられる整合性の問題とか、影響、効果の問題を考えておられるかどうか、あるいは推測できるような部分があれば、この点についても伺いをしたいというふうに思います。

それからもう1点、国や都がこれから調査・研究をすると言っているのは、日野市から投げかけたことによって、こういうふうな答弁がされたのか、それとも、たまたま国、都なりがこういった問題を研究中だったところに、日野の今回の直接請求という形で出されたことに対して、そういう見解が示されたのかということですね。このあたりを伺いたいと思います。

それとあわせて、これから検討するということなのですが、いつごろをめどにしてそれ対しての回答を寄せようというような、何かそのあたりまでの話し合いがされているのかどうか、以上について伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 私の方から答えられる部分はお答えさせていただきたいと思います。

1 番目の、市独自でやった場合の環境評価の問題でございますけれども、これが市でやった場合についてでございますけれども、御存じのように、市町村段階では、こういう独自で環境評価をやっているところは、今のところ、あるとは聞いておりません。少なくとも、都道府県単位、政令都市ということで私の方は認識しておりますので、その市段階のことについて、よく内容的には、他市——調査が不十分かもしれませんけれども、ちょっとわかりませんけれども、例えば身近に、東京都でございますけれども、東京都には、この環境影響評価を実施するためには、環境管理部というのがございまして、ここに環境影響評価担当部長というのを置いております。その中に、室として、環境影響評価審査室というのがございます。2 課長がおりまして、担当係長が5 名。聞きますと、この組織が、部長を入れまして、この審査室の職員が20 名だそう

でございます。その職員が、事業でもって上がってきますものを全部を担当しているわけでございますけれども、ちょっと電話で聞きますと、今137件の申請が出ているそうでございますけれども、完全に終了したものは、17件というように聞いております。

その審査会でございますけれど、専門クラスの大学教授が審査委員になっておりまして、この審査委員が20名でございます。この20名の審査委員の方が、2班に分かれて、おのおの担当でこの審査をしているということを聞いておるわけであります。そのような中からしますと、少なくとも、人数で今どれどれと言えませんが、もしか日野市でこの新たな条例をつくりますと、少なくとも、審査室なんかを設けて、やっぱり課長及び係長、担当官というものは当然必要になってくるということは認識しているところでございます。細かい例がないので申しわけございません。そのようにお答えさせていただきます。ただ、組織は必要だと。新たな審査をするわけですから、専門的な知識を持った職員が必要になってくることは当然だろうとお答えさせていただきたいと思います。

それから、財源の問題ですけれども、これはちょっと、今のところ、はっきりお答えできるものはございません。

それから、誘導的措置の件でございます。東京都の条例、それから国の環境基本法の中にもございますように、この細かい点については、調査・研究中であるということをやたっております。ということは、例えば環境税という問題がございます。これはオランダを初め、北欧ですか、4カ国は、環境税というものを取っています。またほかのものを課しています。そういうことが国段階でございますし、それから課徴金制度とかそういう制度、それからデボジットとか、そういうようなものが幾つかあるわけです。それを御存じのように、国際経済開発機構の中で、これは世界的な組織でございますけれども、こういう問題をもっと、環境問題は一国の問題じゃない、もっと広く広がるんだということから、今研究をしていると。それで、現在やっているものについても、多少問題点があるんだというようなことから、その国際的な検討も我々は国としても見ていかなきゃいけないんじゃないかという段階でございます。そういうことが今国で、そういう調査・研究の取り組みは、そういうことであると。結論が出た次第、それが日本の制度の中になじむかどうかということ、もう少し具体的にやっていきたいというような段階だと聞いてございます。

それから、研究中、また調査というのは、そういう関係、また国もそういう国際の機関を通じたものを受けて、我が国に写し得るものがあるかどうかということ、調査・

研究と言っているわけでごさいます、当市としましても、いつごろまでという御質問でございますけれども、そういう国の動きとか、東京都さんが調査・研究した内容ができるだけ見た上で、対応していく問題だろうと思っているわけです。

それで、これは経済的な手法でございますね。ですから、大きく税とか課徴金制度というのは、国単位の問題で考えていくべきだろうと認識しております。ですから、また我々自治体でできるというのは、どういうことかといいますと、御存じのように、デポジット制というものがございますね。よく飲料の瓶とかなにかに、料金に5円とか10円を賦課して、そしてその瓶を持ってきたら、5円返す、10円返すというようなデポジット制なんかが考えられますし、もう一つは、今話題になっている廃棄物処理を有料化するというのも、この経済的手法の一つとして理解されるんじゃないかと思っていますところ。それについても、市単独でやるのか、それとも御承知のとおり、東京都が一部の地域をモデルにして、デポジット制もやっていると。その効果が余り上がっていないという報告も聞いておりますけれども、そういうもっと大きな地域単位でやるのかということも調査・研究しなきゃいけない問題だろうと思っているところでございます。

市が独自に条例制定の機関ということでございますけれども、これについては理事者の方からお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 市から提案いたします条例案の提出機関でございますが、今後の市としての取り組みということでございますが、学識経験者、あるいは市民等から構成されます調査会、あるいは検討会、そういうものを設置いたしまして、日野市の環境行政の進むべき方向、あるいは今後の環境行政の基本となる施策など御検討いただきまして、この答申に基づきまして、これを踏まえ、日野市環境基本条例を制定していきたいというふうに考えております。速やかに取り組みをいたしまして、できるだけ早い時期に御提案したいということで、今後努力していきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきますが、市が独自に行っているところはないということで、先ほど私が、もし仮に市が独自にやる場合に、財政負担がどの程度かということも伺いたつつもりだったんですが、そのことには触れられなかったんですが、東京

都の人員等との対比で考えればいいのか、もしその辺が試算されていれば、もう1回お聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと私、聞き逃したのかもしれませんが、15年前に既に環境影響評価条例ができていて、その都の条例で、何か支障があったのかどうかというようなことを先ほど伺いをしたつもりなんです、その件については先ほどお答えにならなかったと思いますので、もう1回お願いいたします。

それから、誘導的措置の方については、また委員会の中でいろいろ論議されると思いますので、余り深くあれしませんが、私が今、時期のことを伺ったのは、国や都がこれから調査・研究をするということに対しての、どの程度のめどで、1年なのか2年なのか、その辺のめど、年数がわかりますかということで、市の独自の条例をつくることのあれではなくて、それは後でまた聞こうと思ったんですが、それは結構です。できれば、国が今、調査・研究すると言っているその調査・研究を、国際的なものとかいろんなことを比較しながらということなんでしょうけれども、その辺のもし目安なりが情報としてお持ちであれば、そのことを伺いたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） まず1点目の、環境評価をやることにおける財政負担の問題でございます。これにつきましては、この条例案によりますと、市長は、市が実施する事業について、市民の参加を得て、環境に及ぼす影響の事前の評価及び評価に則して講ずる措置等の手続を定めることその他必要な措置を講ずるものとする、ということでございますので、この条例案で見ると、市が実施するすべての事業というふうに解釈いたします。したがって、東京都の環境評価条例に定めております対象となる事業、あるいは規模、それよりさらに低いものまで環境評価をしていくということでございます。したがって、これらについても、特に環境に及ぼす影響が著しいものというようなものがあれば、ある程度理解できるんですが、その辺の提案者のお気持ちが十分酌み取れない部分もございますので、その内容によっては、また財政負担の問題もかなり変わってくるのではないかというふうに考えております。また、体制にいたしましても、そのような条例の内容によっては、体制の取り方もかなり変わってくるということなので、その辺は流動的に考えざるを得ないという段階ではないかというふうに考えております。

それから2点目の、誘導的措置でございます。これにつきましては、東京都の東京都環境基本条例の中におきましても、今後、

調査・検討に努めていくということのいわゆる努力規定になっておりますが、この条例案を見ますと、経済的負担を課する措置を講ずるものとする、というような、いわゆる義務的な規定になっております。したがって、東京都ではどのようなこれから——これは努力していくということでございますので、その辺のめどは今のところつかんでおりません。いずれにいたしましても、経済的負担を課すということでございますので、もし課するようなことがあれば、その政策効果というものですか、そういうものを十分見きわめた上で、実施されるべきではないかというふうに考えております。そういうようなことで、現状では、そのめどについては、はっきり把握してございません。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 今、日野市においては、東京都の環境影響評価条例を適用させていただいているわけですが、御存じのように、区画整理が大体それに該当しております。支障がないと聞いているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

今お伺いしたところはある程度理解しましたので、さらにお伺いしたいと思います。

このまずということと、さらにということの後に、この条例案にはこのほかにも実施が極めて困難。それから効果に疑問のある規定である。既に実施している、等々のコメントがございます。

そこで、お伺いしたいんですが、上記の今申し上げたようなそれぞれの項目で、何か代表的なものがあれば、1項目なり2項目ずつ、その内容を含めて出していただければありがたいと。要するに実施が極めて困難ものとしてこういうことが考えられるとか、効果に疑問がある規定としてこういうところが、こういう問題があるとかという、そういう具体的な、恐らく事前の検討段階では、そういったこともあったからこそ、こういう表現になったんだろと思いますが、もし、それが整備されているようであれば、何点かお伺いをしたいと思います。まずそこまでお伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

実施困難な最たるものは、今、意見の中にも申し上げましたが、市の実施する事業の環境影響評価、アセスの問題でございます。その他に実施が現実的に我々行政から見ると、いかかかなというものとして、第3条の3項がございます。これは、この中は、事業の実施段階での市民の参加の促進というふうになっております。これはもう、

この条例は、少なくとも確かに、市民から直接出てきたものですから、市民参加なり参画という言葉が多く出るのは当然と受けとめておりますけれども、一般的に私たち今、事業をやるときに、予算の確定、設計終了、それからスケジュール確定というものをきちんきちんと積み上げて、そして実施していくわけでございます。そこへ例えば市民要望を受け入れるとかいうことになった場合、事業がスムーズにいくのかということが、担当部局の中でもいろいろ議論があったということでございます。よく事業の前の段階で、いろいろなことを聞くということならいいけれども、すべてが確定した後に、もしも市民が、じゃあ、これはどうだ、ああだと言われた場合に、事業はほとんど停滞するんじゃないかというおそれを現実を持っているところでございます。

それから、効果に疑問のあるというもののの中に、この部屋の中に、環境審議会及び環境調査会という会がございます。これは環境基本条例の中では、審査会をということが明記されております。東京都の条例、たしか政令都市等の条例を見ましても、審議会で1本になっております。そのような関係から、できればこの会は、審議会を設置して、おのおのその中で整合を持たせれば、比較的いいんじゃないかということを考えております。何か煩雑になり過ぎてやしないかという点でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今、困難なもの、あるいは効果に疑問のあるものとか、いろいろ伺ったんですが、その中で特に代表的なものを2点ほど挙げていただいたんですが、それぞれの項目を見ていきますと、ほかにも私自身が見た内容の中でも、いろんな問題が指摘されるところでございますが、これはまた別な機関で十分討議されると思いますので、そちらの方に譲りたいと思います。

それで、先ほど、市の方は、独自のものとして、なるべく早い時期にということなので、その代替案を提示したいと、こういう答弁を先にいただいたんですが、東京都が昨年の7月にこの条例を制定しているわけですね。現在、この条例が各区なりあるいは市町村なりでどの程度浸透されているのか、日野市自身もどういうふうなところまでこれを受けとめ、実施されているのか、このあたりをまず1点お伺いしたい。

それからまた、具体的な影響を、この都の昨年7月に制定された条例がどの程度影響をもたらしているのか、日野市の事例があればそれでも結構なんですが、あるいはまだまだ7月スタートしたばかりで、実質的には全くその東京都の条例はまだ浸透していないだということであれば、日野の具体的な例もないかと思いますが、そのあたりにつ

いてお伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 東京都が昨年の7月ですか、条例を制定しました。都内ではそれに準じた形で、世田谷区は独自に制定しているということでございます。それで、その東京都の条例が制定されて、日野市に影響があるかという、いろいろ何か、それをつくられたことによって影響があるかということですが、それは現在のところ、別にございません。ただ、その条例の中に、各区市町村から代表を1名選出して委員会に出る規定がございます。これは平成6年度中に各区市町村ですか、の代表が、審議会ではなく、もう一つの会だと思いましたが、東京都環境保全推進委員会に、これは100名以内の委員ですが、そこへ各区市町村代表が首長の推薦を受けて選出されるということでございます。そのようなことがまだ当市には入っておりませんが、そのほかについて、条例の中身についての影響はございません。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） そうしますと、昨年の7月に制定をされているけれども、影響ないというところえ方の問題なんです、影響ないということは、全くこの条例がまだ浸透し切っていないという意味での影響なしなのか、そのあたりをもう少しちょっと教えていただけませんか。といいますのは、その都の条例そのものが不十分のためにそのような、浸透していないからそういう受けとめなのかによって随分違うと思うんですね。この辺をちょっとはっきりさせていただけますか。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 東京都の基本条例は、昨年の7月に制定されております。この内容につきましては、環境保全、これのいわゆる目的と理念を中心とした、一般的に言われます精神条例でございます。したがって、そのような条例であれば、どこの地方公共団体でも目的、理念というのは大体同じでございます。そういうことから、実際の実施の規定はございませんので、そういう意味で、この条例が制定されても、各地方公共団体には影響はないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 精神条例というのは、今回出されている直接請求されたものもある意味ではそれに近い部分があるんじゃないかと思うんですが、要は、東京都の条

例というものがスタートされて、この条例を守っていけば、その目的とする環境がずっと維持確保できるというふうなお考えかどうか。ざっくり言ってしまうと、東京都の条例そのもので不十分なものがあるのか、あるいは十分だと思うのかという、そんなような観点で伺いたいというふうに思います。

それからあわせて、先ほど、市の方の条例は、できるだけ早い時期にということなんですが、もう一つ、東京都なり国が今さらに研究中であるということの説明がございました。これがやっぱり関連してくるとなりますと、そっちの方のどうも先ほどの回答からしますと、半年や1年やそこらで出てくるような状況にないというふうに私は受けとめたんですが、それとの関連はどうなりますか。そちらの方が全く見解が示されなくても、市独自のものをという考えなのか、それとも、先ほどの東京都の条例というものをきちっと、精神条例的なものであっても、それを守っていけば、ある程度の環境維持というものができてくると考えているのか、そのあたりをもう1回、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 日野市の環境基本条例、この制定に向けてこれから取り組んでいくわけでございますが、あくまでも環境の基本条例ということでございまして、目的、理念が中心となるわけでございます。現在、市の環境施策を見えますと、例えば環境保全に関する条例、あるいは公共水域の流水の浄化に関する条例、公園条例、緑化推進に関する条例、いろいろその他条例、規則、要綱等があるわけでございます。そういうもののそれぞれの分野でやっております施策の一番基本となる条例が、この基本条例でございますので、この基本条例の目的、理念に整合したそれぞれの施策を個々の条例に基づいて展開していくということになろうかと思っております。

それからもう1点の、経済的負荷の関係でございますが、御承知のように東京都では、現状では、これから調査・研究をしていく、それに努めていくというように努力規定になっております。先ほど、総務部長の方からお話ございましたが、この経済的負担という中には、やはり広域的に取り組むの必要があるものもかなり多いのではないかというふうにも考えております。そういうようなことから、日野市の基本条例制定に向けても、これから調査・研究をしていく、それに努めていくというような努力規定にとどまざるを得ないのではないかというふうに考えております。東京都と同じように、努力規定ということで、東京都の規定等が整備された段階では、またそれらについても十分検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今、最後の部分で、日野市がもし独自のものを規定したとしても、努力規定的なものというような表現でございましたけれども、そうなりますと、東京都が昨年7月に条例化をして出された。それが先ほど、浸透しているとも、していないとも、そういう答弁はございませんでしたけれども、それを十分吟味しながら、その様子を見た上での市の条例であってもいいのではないのかなという感じがするんですが、何かちょっと矛盾しているような答弁に聞こえてくるんですが、そのあたりどういうふうにお考えでしょうか。どうしてもやっぱり、市独自のものが早急に必要だというふうに考えられるのか、それとも、そのいろんな内容状況から見たときには、東京都の条例でもある程度その意に沿った、市民の意に沿った環境維持ができていくと、そういうふうにご考慮されるのか、そのあたりをもう1回伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） これからの条例制定に向けての審議の重要な部分になるかと思っておりますので、ここでどうこうという結論めいたことは控えさせていただきたいと思っておりますが、ほかの地方公共団体の条例等を見ますと、そういう規定はうたわれていない条例もございます。したがって、東京都の段階ですら、これから調査・研究をしていくというような段階ですので、その辺、今後の審議の中で、市の条例に取り組むべきか、あるいは東京都の——東京都の条例といいましても、これは日野市も当然適用されるわけでございますので、その辺十分検討していきたい。

また、特に経済的負担ということになりますと、その政策の効果、こういうものがそれなりに発揮されないといけないわけでございますので、その辺も十分見きわめた中でやっていきたいということでございます。いずれにいたしましても、今後の審議の中で検討させていただきたいというふうにご考慮しております。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これ御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 私は、先ほど沢田議員の方からの質問で、ある程度出されま

したので、その中で私のもう少し聞いてみたいところ、大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目なんですけれども、今回のこの請求にかかわる行政側の検討があったと思うんですね。それが例えば、何回開きましたであるとか、または、どのような経緯の中で今回の意見が出されてあるとか、そういったところをまずお伺いします。そして、先ほどもなかなか答えが出なかったんですけれども、環境影響評価、これらを中心にした財政の試算、こういったものが一体幾らなのか、または出されているのか、そのあたりについてお伺いします。

2点目です。今回のこの請求の中で、実施が困難な条例があります云々の話がありました。事業を実施する段階での市民参加、これがなされたときに、事業停滞のおそれがある云々のお話がありましたけれども、これについては、昨年出されました市民参加要綱との絡みがありまして、この市民参加要綱を逆に停滞させる、そのような危惧があります。それについては、どのように考えたらよろしいのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 第1点目の、いわゆる行政側の検討の経過という御質問だと思いますが、これにつきましては、平成7年の10月14日、この日に直接請求の要旨を添えて申請がなされました。これに伴いまして、庁内におきまして検討会を設けました。これにつきましては、公害防災課、あるいはリサイクル課、生活課、公園緑政課、水路清流課、都市計画課、企画課というようなことで、5部を中心に検討いたしました。検討の内容につきましては、提案者の趣旨を十分把握し、理解に努めた中で、できるだけその意に沿うよう、そういう姿勢でもって検討に取り組んだわけでございます。それから国の環境基本法、あるいは東京都の条例、あるいは区の条例等を参考にいたしました。また、内容的には、各逐条に当たりまして、一応の検討はなされたわけでございます。視点といたしましては、実施が困難もの、あるいは市の施策になじまないもの、財政的に困難なもの、あるいは効果に疑問のあるもの、既に実施しているものというようなことで、一応そういう視点から検討いたしました。なお、法文の技術上の不備の多少については、余り検討の内容といたしませんで、そういうような大まかな視点から検討いたしました。回数的には、このメンバーでもって五、六回、またさらに、我々を含めて部長等でやはり四、五回検討してきたというような経過でございます。

それから2点目の、いわゆる環境評価に要する財政的な試算でございますが、現在の時点では、検討いたしておりません。今後、市が提案しようとしている条例の審議の中で、いろいろ今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 市民参加の要綱との兼ね合いでございます。先ほども沢田議員のところでお答えしましたけれども、実際問題として、ここは実施段階のときに、市民の方からいろいろ、この事業に対して申し入れがありますと、先ほど申しましたように、予算からスケジュールからすべての設計計画まで完了しているその地点で市民の要望を受け入れる段階になったときには、現実的に事業ができるかということを懸念しているわけでございます。

ですから、私は、先ほどの中でも、別に市民参加とか参画というのを拒否しているわけじゃないんで、そのもしも事業をやる前に、市の方から市民に問いかけて、こういう事業をしますと、それについて御意見でもお寄せくださいということなら、これは手法としてできると思いますけれども、今言ったようなことを完了した上に、市民がなにか申し出た場合には、それをまた検討しなきゃいけない。この条文なんかを見ますと、それを調査会にまた送らなきゃいけない。調査会で検討しなきゃいけない。調査会でなにか意見が出れば、また初めから実施、課なり部でやるという懸念があるので、ちょっとこの辺は難しいなということを申し上げました。

御存じのように、市民から出されたこの条例は、川崎なんかが市民参加とか市民の意見を反映するという要綱は、他から見ても多い条例になっておりますけれども、それをずっと上回るような市民の参加なり意見なり、それから参画なりが入っている条例でございます。そういう面から申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 追加で質問させていただきます。

まず第1点目のことについては、一応具体的にわかりかけてきていますので、理解するところなんですけど、ちょっとこれは最後の二つ目のところなんですけれども、財政についての試算を、特に具体的な数字がないという見解かもしれませんが、市長からの意見については、明確に、大きい財政負担の増加となります、と書かれているんですね。それに対して、大体の試算をされていないということは、どのように理解し

たらいいのかわかりかねるんです。もう少し具体的に、先ほども、新たなる部をつくらなければいけない、東京都では20人からの部をつくっていると。そういうところをかんがみでの財政負担の増加なのか、それとも、特に試算がなくてお金かかるだろうという、そういう憶測の中での財政負担の増加と言っているのか、そのあたりをはっきりと明言していただきたい。そのように思います。

二つ目なんですけれども、こちら、これはやっぱり、バランスを考慮した中での手法をこの市民参加の要綱には取り入れていくこと、もっともっと研究していくべきであると、そのように理解するところなんです。ただ、考えなければいけないというものは、今回のこの環境基本条例、この請求の中身が行政主導になるがために、骨抜きにならないかというのを非常に心配しております。確かに市民参加をどの時点で入れていくかということ、そのタイミング、ポイントがいろいろ絡んでくるんだと思うんですけれども、それを一步間違えれば、それはもう、行政が全く動かない条例制定になると。また、うまく回れば、市民もまた行政も一体となった条例の制定になる。そのあたりが非常に難しいところだと思うんです。これについては、特に質問ではありませんけれども、よくよく検討する中で、実行していただきたい、そのように考えます。前回、基本計画、これが否決されたのの一因も、全く市民参加ということを考えられていないじゃないかという、そのような意見も入れられたという経緯があります。三鷹市、こういったところでは、かなり住民参加が計画の時点から入っていることをかんがみれば、日野市でもできないことはない、そのように考えますので、ぜひぜひお願いいたします。

この1点目について質問をさせていただきます。先ほどの内容でわかると思うんですけれども、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 1点目につきましてお答えしたいと思います。

条例案の第14条、市長は、市が実施する事業について、市民の参加を得て、環境に及ぼす影響の事前の評価及び評価に則して講ずる措置等の手続を定めることその他必要な措置を講ずるものとする、というような、そういうようないわゆる義務規定になってございます。この条文の解釈でございますが、表面的な分離解釈でいたしますと、すべての市が実施する事業ということになります。また、この環境評価の仕方でございますが、東京都の環境条例、これの基準に当てはまらない、いわゆるそれ以下の事業も当然入ってくるわけでございますので、これらの環境評価をする場合には、当然体制の

問題もございます。それからもちろん、いろいろな器材の必要性も出てまいります。そういうようなことで、これがどの程度までの市が実施する事業なのかわかりません。そういうようなことから、それらの財政試算については、現状ではなかなか把握し切れないという面がございますので、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） なかなかこれは難しいですけども、これはもう少し詳しく知りたいということもありまして、資料をできれば請求させていただきたいと思います。今回のこの請求にかかわる検討委員会の議事録、またそれに準ずるものがあると思うんですね。そういったものを後ほどいただければありがたいと思いますので、これで終わります。

○議長（福島盛之助君） 答弁をお願いをいたしたいんですが、ただいま菅原議員の資料請求についていかがでしょうか。坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） できるだけ資料は提出したいと思っています。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それでは2点ほど質問させていただきたいと思います。

意見の中の環境影響評価についてなんですけれども、新たな条例の制定が必要なだけでなく、審査・運用のための行政組織をつくらなければならないので、大きな財政負担の増加となります、というふうにありますけれども、これは環境アセス、環境影響評価という評価条例が必要だというふうに考えていらっしゃるのかどうか。しかし、財政的には今無理だということをおっしゃられているのか、もともと東京都に条例があるので、必要ないというふうなお考えなのかどうか、このところがはっきりいたしませんので、今のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから次の、誘導的措置の中なんですけれども、これにつきましては、16条の2項に係る部分というふうに思いますが、この中には、市長は、事業者又は市民がみずからの行為に係る環境への負荷を低減させるよう誘導することが特に必要であると認めるときは、経済的負担を課する措置を講ずるものとする。この場合において、経済的負担によって予測される政策効果を市民に明らかにするものとする、というふうにあるんですけども、この、特に必要であると認めるときには、ということも含めて、どのようにこのところを解釈されたのかということをお尋ねいたしたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 1点目の、環境評価条例をつくる必要があるのかどうかというところでございます。現状では、東京都の環境評価条例、これに基づきまして、一定の事業の種類、あるいは対象となる事業規模が定められているわけでございますが、この東京都の基本条例は、いわゆる大きい事業と、簡単に言いますと、そういう事業が対象になるわけでございます。事業の種類につきましても、環境に影響の起こりやすいそういう事業が、種類で26種類ほどございます。そういうようなことで、今回の条例案の環境評価というのは、市の実施する事業ということですので、当然これよりか規模の小さい事業、極端に先ほど言った解釈からいくと、市の実施する事業すべてが環境評価の対象になり、また事後の評価の対象になると。その措置を講ずるという内容になっております。したがって、このような規制と申しますか、そういうような条例になってまいりますと、いわゆる規制を加えるということから、いろいろな利害関係等も出てまいりますので、そういうような場合には、やはり条例制定が必要ではないかというふうに考えております。

ただし、市の実施する事業も、ある一定限定されれば、特に環境に影響を及ぼすおそれがあるというような、そういう事業を対象とした場合には、もっと環境評価の基準も、エリアを狭めて、そういうような条例の制定も可能ではないかというふうに考えております。今後、それらについても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） この誘導的措置というのは、経済的な手法の一つのあれですけれども、ちょっと問題のあるのは、この16条の2のところでございます。この1については、別に問題がある条項でございせんけれども、2については、先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、例えば、諸外国の先進的なことを見ると、環境税という形がございまして。そういうものを想定するとすると、これは1 地方自治体じゃなくて、国の段階で調査・研究をします。それを実際今やっぺらっしゃるわけですね。国においてもやっぺらしているということを、環境白書の中でも出ております。そういうことから、もしもそういう措置をするならば、それをもう少し見きわめる必要があるんじゃないかということを言っているわけでございまして、これはですから、それから市の段階では、先ほど申し上げましたけれど、デポジット制とかごみの有料化の問題等もございまして。こういう手法はとれると思いますけれども、もう少しそういうものを含めて東京都も調査・研究を行うということを条文でうたっておりますし、また環境基本法の中にも調査・研究をしていくと。調査・研究をしていくということは、諸外国の

様子を見なきゃいけないということが一つと、それからやっぱり、国民なり住民に負担をかけることであるから、その負担をお願いするときは、公平でなければいけない、公正でなければいけないということの観点から、もう少し調査・研究をしていくんだという趣旨でございますので、我々市もそのように考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

環境影響評価条例については、市として、独自のものの必要性は感じているという、必要があれば検討してつくっていきたい、というお答えというふうに感じましたけれども、それでよろしいわけですね。それについて確認をお願いいたします。

それと先ほど、総務部長が沢田議員のお答えの中に、環境影響評価条例を持っている市というのは、ないというようにお話をされていらっしゃいましたけれども、東京都の中にはないと思いますが、例えば逗子ですとか枚方ですとか、そういうところは市独自の環境影響評価条例を持っているというふうに聞いております。それで、大阪府はわからないんですけども、例えば東京都の区画整理は対象が40ヘクタールなんですけれども、枚方市では3ヘクタールというふうに少し、市として、独自の基準を持ってやっているというふうに聞いております。それで、いつでしたか、開発について安全性の問題でも一般質問させていただいたことがありますけれども、今のまちづくりというのが、どうしても後追いになってしまうので、洪水なんかがいい例なんですけれども、今の点の開発の中で、どうしても対応できないものが出てきてしまうという、そういう問題があると思うんです。

で、日野もこれまで、緑と清流ということで、いろんな施策を進めてきていますので、それは大変市民としても評価できる場所だというふうに思いますけれども、今のままではやはり、例えばこれまでそうやって大事にしてきた緑とか水とか、それから湧水、用水、そういうものが守り切れない状況になってきているのではないかとこのころで、こういうものが需要だということになってきているのかなというふうに思います。

それから、逗子とか枚方というのは条例ですけども、要綱として持っている市というのもの、幾つかあるというふうに聞いておりますので、ぜひその辺は、調査をお願いしたいというふうに先ほど感じたところですが、そこについてもお答えをお願いしたいと思います。

それと誘導的措置につきましては、これは、市長は、特に必要があると認めるときには、という、ここが一つ何というんでしょうか、市の立場をここに規定してあると

いうふうに思うんですが、先ほど来、国、都の関係で市で独自にできないものがあるというのは、もちろん、そのとおりだと思いますけれども、例えばお話に出てきたようなデポジット制とか、それからごみの有料化、これについても、さまざまな意見がありますけれども、そういうものを考えていくときに、例えば行政だけで一つの案を出していかないように、市民の意見をよく聞くという、そういう一つの押さえだというふうに私は考えているんです。それで、東京都も、誘導的措置というのは、条例の中に入っていますけれども、市民の意見とか、審議会の意見を聞くということが含まれていないというふうに聞いております。例えば、私たちからしますと、非常にわかりやすい例なんですけれども、東京都がごみ袋を炭酸カルシウムですか、あれにするということがあって、そのときには、都がいきなりという感じで大変不評で、結局は、市民の側も受け入れられなくて、先延ばしになったり、またはスーパーのごみ袋でいいよというような話になっちゃったりということがありましたよね。そういうふうにならないように、どういうふうに市民も事業者も市も話し合いをしていくかというそのプロセスを大事にした条項ではないかなというふうに考えるんですが、要するに市民の側からすると、一緒に環境保全をしたいという、環境保全について話し合いをしながら進めていきたいという、そういう思いというのがその中に含まれているというふうに私は感じておりますが、その辺について総務部長としてはいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 坂口助役。

○助役（坂口泰雄君） 最初の1点目でございますが、環境評価条例の関係でございますが、これにつきましては、今後、審議会等を設けて、十分検討していきたいというふうに考えております。そういうような中で、日野市の現状に即した、あるいはどの程度まで環境評価ができるのか、あるいはその必要性等について、十分これは審議会の中で御検討いただいきたいなというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答え申し上げます。

先ほど、沢田議員さんのところで、市には見当たらないということをお答えしました。もしも今おっしゃったように、あれば、私、早速、市から、その返子とか枚方から取り寄せたいと思います。ただ、私が調べた範囲の中では、国が出している環境白書の中に、これは平成5年12月現在でございますけれども、市町村段階ということが出ておりませんでしたので、ただ、都道府県、それから政令都市の一覧表が載って、それで地方自治体における取り組みというものを見てお答え申し上げましたので、調査不足

であったかもしれません。取り寄せて、検討はさせてもらいたいと思います。

それからもう1点の、誘導的措置の第2項の問題でございますけれども、市としては、先ほどから説明しているように、ちょっと今の段階ではなじまないんじゃないかという形で、否定はしていないんです。ですから、今後、そういう審査会とかそういう中で討議をするならば、真剣に取り組んでいかなきゃいけないと。ですから、東京都も、条例があるように、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、というふうになっておりますけれども、この辺の表現の問題があると思います。ですから、その辺も参考にして、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは、環境影響評価について、この意見の中では、大きい財政負担の増加となります、ということが書いてありまして、必要かどうかというところがわからなかったんですけども、今のお答えの中で、必要だと感じているというふうに、そのことははっきりわかりましたので、ぜひ、環境を守っていくということは、ある意味ではお金がかかるかもしれませんが、壊し切ってしまった後でつくり直すためにかけるお金の大きさからすると、やっぱりその都度かけていくものというものが大事になってくるといふふうに思います。

それとあと、条例などにつきましては、環境影響評価条例につきましては、総務部長さんの方でもお調べいただけるということなので、ぜひこれは、委員会の中で審議になるかと思いますが、十分に審議をしていただきたいということをお願いしたいと思います。直接請求の中には、市民の思いということで書かれておりますけれども、ぜひ審議をする中で市民の思いというのを、例えば呼ぶとか、いろんな会をつくるとかというような形で十分に審議していただきたいということを心からお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 今回の住民の直接請求の環境条例提案でありますけれども、議案の賛否については、委員会の審議を通じて判断していきたいというふうに思いますので、この場では、この運動に展開されてきた経過を踏まえながら、行政側の対応、あるいは森田市長を支える与党会派の立場の皆さんの対応について、率直に言って、ちょっ

と理解に苦しむという部分がございますので、基本的な姿勢について、この場でただしておきたいというふうに思います。

今回のこの住民運動を展開された皆さん、近年の暖冬異変、ことしもそうでありますけれども、それから異常渇水とか、あるいは世界各地に見る天候異常な気象とか、そういう状況を考え合わせますと、将来に対する環境の懸念というもののことは、十分に懸念することは理解できるわけでありまして、運動される皆さんの趣旨については、私どもは十分理解できる。理解できないのが行政側の対応と与党会派の対応ということです。

まず第1点は、今回のこの直接請求ということは、時の市長にとっては不名誉なこととも言えるかと思いますが、今度の市長の意見が事実上ノーの反対の意見表明という形になりました。一方で、森田市長を支える与党会派の皆さんが、この運動に参加してきた。参加すること自体は、もう全くとやかく言うものではありませんが、しかし、森田市長を市民の負託にこたえる人物ということで、有権者の皆さんの判断を仰ぎ、今日まで来ているわけでありますから、この市長と与党の皆さんがかかわってきた今度の環境条例の対応が、対立する図式というふうな形になるということは、お互いに不幸なことではないかというふうに思うわけであります。まず行政側の方で、この運動が、新聞等でも何回も報道されてきておりますので、住民の皆さんが森田市長の環境行政に対し、不満を持って、不十分だというようなことの動きが出てきたということが、いろんな形で情報も伝わり、何らかの形で入っていると思うんですが、それに対して、今回のこの直接請求という形は、現実に行われる前に、そういった市民の声を吸収するというか、要望に耳を傾け、現時点でいろんな制約がある中で、できるだけの対応をしようというふうな取り組みを、この運動されている方々との対応をされるのかどうかということ、それからもう一つは、当然森田市長を支える与党会派であれば、市民要望を政策として反映させるという形での実現をするということが、大きな役割の一つでもあろうかと思いますが、そういった今度の環境条例について、行政が非常に与党会派からの強い働きがあって議論をされた上で、一致を見ないという形の中で、今回のこういう図式になったきたのかどうか、その辺のところをまず第1点としてただしておきたいというふうに思います。

それから第2点としては、今度のこの市長の意見でありますけれども、総体的な印象としては、先ほどからいろいろ議論されておりますが、いわゆる20世紀型の行政概念の枠から一步も出ない印象を受けるわけであります。この意見の中に、先ほどから何回

も出ている、環境評価条例の審査・運用のために新たな行政組織が必要であるとか、それが大変難しい、財政負担を強いられて難しいとか、あるいは誘導的措置の中での経済的負担を課する措置を講ずる、というようなことで、これも非常に難しいというふうなとらえ方であります。20世紀型行政の概念で言えば、そういう見解になろうかと思えます。しかし、社会情勢が大きく変わってきて、しかも地球の環境といいますか、というものも大きく変わってきた。私は、人間の福祉というのは、一番大事なことは、特にこれから21世紀に向けて大事なことは、人間の健康と地球の健康だというふうに思っております。そういう意味で言いますと、行政の優先順位というようなものも、おのずと社会の変化によって、変化してくるということが当然出てくるわけでありますから、こういった環境の問題については、21世紀型の行政概念というものを早く確立して、もっと踏み込んだ形での取り組みが必要ではないだろうか。

例えば、行政改革が叫ばれておる折でありますけれども、そういった価値観の変化に伴う行政機構を改革するとか、それから価値観ですね、経済活動の優先の時代から、もう人間生活の尊重というふうな時代になりつつありますけれども、それが一方的に位置づけるということではできないと思いますが、どの程度のバランス感覚がいいのかというふうな、もう少しやっぱり踏み込んだ考え方というのも行政には求められるんじゃないか。21世紀型行政概念というものを確立して、こういったようなことに対する取り組みは、もう少し手ごたえのあるような反応というのが必要ではないかという感想を持つわけであります。市長として、この辺についてどうお考えなのか、この2点について質問いたします。

○議長（福島盛之助君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問ですから、私がお答えのできる範囲で申し上げておきたいと思います。

市長という職は、市民全体の奉仕者でありますから、議場でたまたま与党野党というそういった関係のあることも否定するわけではありませんが、何かすべて意見一致をしなければならぬと、あるいは事前に協議をして、意見一致を図るというほどの努力は私はいたしておりません。したがって、今の前段の御質問には、求められるようなお答えはできないというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、世の中は、どんどん変化をするわけであります。そして、いわゆるかつての高度経済成長に伴う公害が非常に喧伝された時代であります。だんだん意識は、その公害から環境へという意識に変化をし、今御指摘のような、人の健康と、あるいは

マクロな地球環境の健康、こういうことが重要だということにだんだん民族的な意識が進みつつあるということはもう、同感でございます。国内法によりますと、日本国憲法の理念のもとで、公共の福祉のために、いろいろ地方自治体も努力をすると。しかし、法規制の中で法律あるいは都道府県条例、市町村条例、これらがまた整合していきなきゃならないという限度もあるわけでありまして、特に市民の、あるいは事業者の私権を大きく損なうということに対しましては、十分配慮しなければならない面があります。それから、今回の直接請求の理念として、いわゆる環境を悪くする負荷について、環境の負荷について、みんなが共通の考えを持っていかなきゃならない。そのために、法もまた条例も、住民もまた企業も、同じ努力をしなければならぬ。これはまさに今日的当然な課題だと言うべきと思っております。我々が地方自治体として、大きい権限を持ち、能力を持つということは極めて望むことではありますが、なかなか実情はそういうふうには整っておるというふうには申し上げられません。多少、後おくれといいましょるか、こういうことも現実にあるわけでありまして、なるべく市民自身が自治の能力で地方自治体をしっかりと支えていただく、これこそが一番大きい原動力だというふうに思います。そして、21世紀志向、あるいは新しい理念と申しましうか、環境に対する非常に公共度の高い理念がだんだん進みつつあるわけありますので、それらを十分法において吸収をし、また自治体それぞれの段階で、その地域にかなう条例の制定等を行って、対応を正確にしていくということが大切だというふうには考えております。したがって、今の御質問は、御指摘のこともあります、これからの対する激励という意味で受けとめまして、努力をするというふうにお答えをしておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 2点目の件については、行政に対する市民のニーズというのは、価値観の変化によって変わりつつあるということを強く認識した上で、行政の機構改革を含めて、その取り組みを強くこの場ではお願いしておきたいというふうに思います。

それから第1点目の方については、私も殊さらに与党とか野党とかと、いわゆる政治的な色分けで云々ということをとらえて言っているわけではないわけです。どうも行政側もある意味ではもう、座して待っていたというふうな感じを受けるものですから、そういう質問にもなったわけですが、またあわせて、いわゆる森田市長を選挙で送り込んだ立場での与党ということから言えば、有権者に対する責任ということもあるわけありますから、ある意味では、今回のこういう住民の直接請求という、いわば市

長と対立する図式のような形になる前に、議員も住民の代表として出ているわけですから、住民の皆さんのそういう声があり、動きがあった段階で、まして自分たちがそれに理解を示すということであるならば、行政側との橋渡し役というものを積極的にやるべきではなかったのかというふうに思うわけであります。そういうものがないということになりますと、この運動を純粋な意味で取り組んだ皆さん方が、大変私は気の毒だというふうに思うわけであります。純粋な運動は純粋な運動として評価されるような、そういうものであるべきだというふうに考えたから、こういう質問をしたということであります。いろんなとらえ方あるかと思いますが、私はそういう所感を持ちますので、総務委員会での審議の前にこのことだけは指摘しておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（福島盛之助君） なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 結論から申しまして、私は、この提案に賛成するものであります。今、日野市の中で、都市基盤整備が非常にまだ未熟で、それに取っかかっている中で、だからこそまた逆に、こういった環境条例が必要になっているのではないかと、いうふうにも、逆な意味では考えますけれども、余りこう性急に、しかも細部にわたって規制の網をかけていくようなやり方をとりますと、非常に市民生活に無理がくるのではないかと、いうふうに考えるわけです。したがって、この考え方、基本的な考え方はそれはそれとして、今までの日野市における各種の条例案との整合性を図りながら、慎重審議をしていただいて、この案では、なるべく早くというような附帯事項がついておりますけれども、そう焦らずに、住民の生活を十分考える中で、従来の日野市の条例等の整合性を考える中で、この本基本条例案の趣旨を生かしていただけるような方向で進んでいただければありがたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第1号、日野市環境基本条例の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」の声あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ありますので、挙手により採決いたします。総務委員会に付託することに賛成の諸君の挙手を求めます。（「おかしいよ。議運で決まっているだろう」「おかしくない、おかしくない」「否決だ」「そのまま御異議なしでいいん

だよ」「休憩なんかとるな」と呼ぶ者あり）（議場騒然）

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（福島盛之助君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。それでは総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後3時48分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号、日野市環境基本条例の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成7年第1回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時49分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	福	島	盛之助
---------	---	---	-----

署名議員	佐	瀬	昭二郎
------	---	---	-----

署名議員	中	谷	好幸
------	---	---	----

